

V. 質疑応答

1. 共通事項

(1) 対象となる団体

問1 本保険の対象となる社会教育関係団体とはどういうものですか。

答 本保険の対象となる「社会教育関係団体」の認定要件は、次のとおりです。

- ① 国・地方公共団体の支配に属さず、かつ社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であること
- ② 代表者を置き団体員が明確に把握されている団体員4名以上の団体であること
- ③ 団体の活動が次のような形態であり「団体の管理下における団体活動」が明確にとらえられること
 - (a) 団体の活動が団体員の参画により計画され、その団体の統率のもとに自主的に運営されていること
 - (b) 団体の活動内容が、スポーツ活動、レクリエーション活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、学童保育等、団体員全員を対象とし、かつ団体員相互間の有機的結びつきをもって行われる活動が主体であること

従って、次のような団体は、本保険の対象とはなりませんのでご注意ください。

- ① 学校のクラブ活動や部活動の団体で、その活動が学校または保育所の管理下においてのみ行われるもの
※ 大学、短大、専修学校、各種学校のクラブ活動等の団体は対象となります。
- ② 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とする団体
- ③ 官公署および民間会社等の労働組合等の団体
- ④ 家族だけで活動をする団体

問2 「スポーツ活動」の定義を教えて下さい。

答 「スポーツ活動」とは、「運動競技」、「身体活動」または「野外活動」であって、心身の健全な発達を図るためのものをいいます。(74頁 スポーツ安全協会傷害保険特約 第3条) スポーツ活動についての具体的判断については、下記の「スポーツ基本法」に照らして、加入区分を決めます。

※「スポーツ基本法」前文より抜粋

「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、(以下省略)」

※「スポーツ基本法」における「野外活動」および「スポーツ・レクリエーション活動」の取扱い

スポーツ基本法には「心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動」の普及奨励についても記されており、これも同様にスポーツとして取扱うこととなります。

問3 スポーツ安全保険という名称ですが、文化活動を行う団体も加入することはできますか。

答 問1にあるとおり、スポーツ安全保険は「社会教育関係団体」を対象としていますので、文化活動を行う団体も加入の対象となります。また、ボランティア活動、地域活動を行う団体も同様です。

問4 学校の部活動と、本保険との関係を説明してください。

答 学校教育活動における補償制度としては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付があり、本保険の補償対象はその災害共済給付とは重複しない仕組みです。

なお、高等学校等の運動部で夏季休業期間等を中心に、学校の教育活動としてではなく、運動部の自主的な判断で練習試合を行う場合等は学校管理下の活動とは認められないこともあります。従ってその場合には事故が発生しても独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付は行われないので、これらの活動中の事故にも備える保険として本保険があります。本保険において「学校および保育所の管理下」とは、学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、児童福祉法に基づく保育所における次の場合をいいます。

- ・授業または保育を受けている場合
- ・課外指導を受けている場合
- ・休憩時間中その他校長の指示・承認に基づいて学校にいる場合
- ・通常の経路・方法により通学する場合
- ・学校が管理する寄宿舎にいる場合

なお、事故の際は、学校および保育所の管理下か否かを確認するため、校長または保育所長の証明書をご提出いただく場合があります。

(2) 加入区分について

問5 登山の同好会ですが、冬山登山や特殊な技術を要する登山は行いません。このような活動は、C、B、Dの3区分のうち、どの区分にあてはまりますか。

答 D区分にある「山岳登はん」の「登はん」とは、「手を使ってよじ登る」という意味で、普通の登山路を足で歩いて登る登山に対し、危険なルートを特殊な道具と技術と経験によってよじ登り征服する登山すなわち「ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー、ハーケン等の登山用具を使用し、岩登り、沢登り、積雪期登山等特殊な技術と経験を必要とする登山」を指します。従って、主として高校、大学の山岳部やレベルの高い社会人グループの団体が対象となると考えられます。

これに対し、例えば夏山登山でアルプス銀座を歩き、特別な登山用具を用いずに歩いて越える等は、「山岳登はん」ではありません。また、冬期の登山も目的地やルートによっては必ずしも「山岳登はん」ではない場合もあります。「沢登り」は滝をまく等危険なルートが多く「山岳登はん」である場合が多いと思われます。

設問の同好会の活動は、以上の趣旨から見て、高校生以上64歳以下の方はC区分、65歳以上の方はB区分と判断されます。もし、登山内容が多彩で判断しにくい活動があれば、具体的に個々の登山内容を示す年間活動計画等を付してスポーツ安全協会本部にご照会ください。

問6 野外にて野鳥観察（バードウォッチング）を行いますが、これは「野外活動」としてC区分で加入をしなければ補償されませんか。

答 野外・屋外で行われる活動が全て「野外活動」としてスポーツ活動となる訳ではありません。

スポーツ活動に該当する「野外活動」とは、自然の原野を背景として行われる「身体運動を主たる手段とする」活動をいいます。

具体的にはトレッキング、ハイキング、登山、自転車旅行などの活動がこれらに該当します。

したがって、身体運動を主たる手段とする活動（トレッキング、登山等）を伴わない野鳥観察であれば、A2区分で補償の対象となります。

問7 日本青年団協議会などの傘下の各地域青年団がこの保険に加入する場合、どのように加入したらよいですか。

答 青年団活動が、文化活動・ボランティア活動、地域活動のみであればA2区分でご加入ください。ただし、スポーツ活動（身体運動、野外活動を含む。）を行う場合、高校生以上64歳以下の方はC区分、65歳以上の方はB区分でのご加入となりますので、それぞれの活動実態に合わせて加入区分をご選択ください。

PTA、婦人会等についても同様です。

問8 YMCA、YWCAがこの保険に加入する場合、どのように加入したらよいですか。

答 団体員の年齢、活動実態等に照らして加入者ごとに加入区分をご選択ください。たとえば、中学生以下の子どもであればA1区分になり、高校生以上の大人が文化活動を行うのであればA2区分、スポーツ活動を行うのであれば高校生以上64歳以下の方はC区分、65歳以上の方はB区分となります。

ただし、1団体として4名以上の加入が必要となります。

問9 子ども（中学生以下）と高校生で構成されているサッカーの団体です。指導をしている指導者は、どのように加入したらよいですか。

答 高校生以上64歳以下の指導者はC区分、65歳以上の指導者はB区分でご加入ください。

問10 B区分の65歳という年齢は、どの時点を基準として判断すればよいのでしょうか。

答 平成30年4月1日前の加入であれば、平成30年4月1日時点の年齢となります。平成30年4月1日以後の加入（中途加入）であれば、掛金の支払い手続きを行っていただく日時点の年齢となります。

ただし、インターネット加入で翌月一括手続き方式（18頁）を採用している団体の加入者につきましては、その団体への入会日時点の年齢となります。

問11 高校生以上の大を対象とした武道の短期スポーツ教室を開催する予定があります。

短期スポーツ教室区分で加入をしたいのですが、インターネットを使用できる環境がありません。
どのように加入すればよいのでしょうか。

答 短期スポーツ教室区分でのご加入は、インターネット加入方式以外は加入を受け付けておりませんので、加入依頼書でのご加入となります。その場合の加入区分は、受講対象者が高校生以上64歳以下の大人であればC区分となり、65歳以上の方であればB区分でのご加入となります。

問12 冬季のみに開催するスキーのスポーツ教室の開催を予定しております。

短期スポーツ教室区分で加入できますか。

答 受講対象者の知識および基礎技術の習得を目的とし、以下の条件を全て満たす講義・講習型のスポーツ教室である場合は加入ができます。

- ・実施する教室ごとに、募集要項に基づいて参加者を募集していること。
- ・活動場所に指導者がおり、参加者を指導・監督していること。
- ・予め活動場所、日時および参加者が定められており、活動期間が3か月以内であること。

よって、市区町村体育協会、総合型地域スポーツクラブ、会員制スポーツクラブ等が開催するスポーツ教室で、上記の条件を全て満たす場合は、インターネット加入方式で短期スポーツ教室区分の加入が可能です。

なお、単に活動期間が3か月以内に限定されている活動（野球大会等の競技会、短期の行事・イベント、各種クラブの夏季練習会・合宿、一時的に組織された選抜チーム、トレセン等）は短期スポーツ教室区分では加入できません。

問13 短期スポーツ教室の「3か月」とは、具体的にいつからいつまでの間をいうのでしょうか。

答 教室の開催初日から3か月後の応当日までの間をいいます。具体的には、次の通りになります。

- （開催初日）平成30年5月15日→（3か月後）平成30年 8月15日
- （開催初日）平成30年8月31日→（3か月後）平成30年11月30日

(3) 団体の管理下における団体活動とは

問14 競技会終了後、全員で反省会を行っていたところ、ガス爆発で負傷しました。この場合もこの保険の対象となりますか。

答 「団体の管理下における団体活動中」の事故は、この保険の対象となります。

設問の場合は、「団体の管理下における団体活動」と認められますので、対象となります。

問15 卓球部として保険に加入しておりますが、ときどきサッカーも行っています。この間のケガは保険金支払いの対象になりますか。

答 卓球部の活動として全員でサッカーを行っている場合は対象となります。卓球部としての活動ではなく仲間数人でサッカーを行った場合や個人的に他のサッカーチームで活動している場合は卓球部としての「団体の管理下における団体活動」とはいえず、この保険の対象となりません。

問16 野球部で保険に加入している団体の団体員が体協主催のアイスホッケー県予選に市のチームの選手として参加した場合に野球部の管理下としてこの保険の適用が可能ですか。

答 クラブの代表として国、体協等の主催する大会に参加した者に対してこの保険が適用されるのは、その団体員が所属する団体からの代表として、代表者の承認を得て、その団体の活動目的にそった競技会、講習会に参加する場合に限ります。従って設問のケースは野球部の活動目的にそったものとはみなされませんからこの保険は適用されません。

問17 テニスを行う団体で加入をしていますが、団体の構成員が団体の代表としてシングルスの競技大会に参加することになりました。

この場合、現在加入しているスポーツ安全保険で補償の対象となりますか。

答 本保険では団体の指示、命令に基づいて、「国、地方公共団体、日本体育協会、日本レクリエーション協会等（加盟団体およびその傘下団体を含む。）が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会または競技会に団体の代表として参加して行う活動」については、特に「団体の管理下における団体活動」として補償の対象としています。

具体的には次にあげる競技会等が対象となります。

- ① 国、地方公共団体が市区町村以上の規模で開催するもの
 - ・国体（本大会、地区予選）
 - ・市区町村が主催する各種競技大会 など
- ② 日本体育協会、日本レクリエーション協会等（加盟団体およびその傘下団体を含む。）が市区町村以上の規模で開催するもの
 - ・都道府県体育協会、市区町村体育協会の主催する各種競技会
 - ・日本レクリエーション協会、都道府県レクリエーション協会または市区町村レクリエーション協会が主催する各種競技会および各種行事

- ・日本体育協会加盟団体の主催する各種競技会
- ・加入者の所属する団体が加盟している各種連盟・協会が市区町村以上の規模で開催する競技会など

なお、競技会における事故は補償されますが、別途、選抜チーム・トレセン等の管理下で実施される活動（練習・合宿等）は補償されません。

問18 野球部とスキー部の2つの団体に所属していますが、野球部の団体員としてこの保険に加入していれば、スキー部の管理下における活動中の事故でも対象となりますか。

答 この保険は、それぞれの「団体の管理下における団体活動中」の事故を対象としています。従って2つ以上の団体に所属して、そのそれぞれの「団体の管理下における団体活動中」の補償を受けたい場合は、所属団体毎に加入していただかなければなりません。なお設問の場合は、野球部の団体員として加入しているのですからスキー部として加入していない以上、スキー部の活動中に事故があってもこの保険の対象とはなりません。

問19 スポーツ推進委員等が行う指導活動や、学校安全ボランティア等が行うボランティア活動では単独での活動が多くあります。これもこの保険の対象となりますか。

答 スポーツ安全保険は、ご加入いただいた団体の管理下における団体員全員を対象とした活動中の事故を補償するのですが、社会教育の一環として実施される指導活動や、ボランティア活動の中には、活動の性質上、単独または一部団体員のみで活動せざるを得ないものがあります。（スポーツ推進委員が単独で各サークルを指導する等）

本来この補償事業がスポーツ活動、ボランティア活動などの社会教育活動の振興を究極のねらいにしていることに鑑み、次にあげる者が、その資格等に基づき、日時、場所、内容等が予め定められた指導活動・ボランティア活動を行う場合については、活動形態を問わず補償の対象としています。

なお、加入にあたっては一般の団体同様、各項を通じて4名以上必要となり、スポーツ活動の指導者で高校生以上64歳以下の方はC区分、65歳以上の方はB区分、文化活動の指導者、ボランティア活動を行う方はA2区分となります。

1. 地方自治体より任命、委嘱を受けあるいは登録している者

地方自治体が他の機関に委託して事業を実施する場合において、その事業に指導者、ボランティアとして携わる者

- ① スポーツ推進委員
- ② 社会教育指導員
- ③ 学校体育実技指導協力者
- ④ 学校部活動外部指導者、部活動指導員
- ⑤ 学校体育施設開放事業の管理指導員

- ⑥ 指導者バンク登録指導者
- ⑦ 学校安全ボランティア
- ⑧ 介護支援ボランティア など

2. 日本体育協会公認のスポーツ指導者

- ① スポーツ指導員
- ② トレーナー
- ③ コーチ
- ④ スポーツ少年団指導者
- ⑤ 公認体力テスト指導員および判定員 など

3. 本会本部に登録された団体（100、101頁参照）、あるいは本会会長が特に認めた団体で指導者もしくは公認審判員として認定され、登録してある者

- ① 日本サイクリング協会の指導者
- ② 日本水泳連盟の指導者
- ③ 全日本スキー連盟の指導者
- ④ 日本レクリエーション協会加盟の各種団体の指導者
- ⑤ 日本オリエンテーリング委員会の指導員
- ⑥ 全国高等学校体育連盟の指導者 など

4. 校長より任命、委嘱を受けた学校部活動外部指導者及び部活動指導員

なお、団体員の日常生活と明確に区別ができないものは補償の対象とはなりません。

例えば、学校安全ボランティアが、防犯を呼びかけるステッカーなどを自転車、自動車に貼り、買物などの日常生活中に学校周辺のパトロール活動を兼ねている場合は補償の対象とはなりません。

問20 柔道、剣道等の昇段試験または審査会に団体が承認して出場した場合の傷害はこの保険の対象となりますか。

答 昇段試験または審査会への出場は、本来個人的な資格取得のための活動ですが、その団体の指示・命令に基づいて参加する昇段試験または審査会で団体の活動計画にある場合は本保険の補償の対象となります。

問21 「子ども会」で保険に加入しておりますが、子ども会の帰りに必ず学習塾に寄って家に帰る子どもがいます。この場合「通常の経路」とみなされますか。

答 「通常の経路」とは、集合・解散場所とその被保険者の自宅との間を直行する場合に限ります。従って設問のように他の場所へ立寄る場合は通常の経路とはいえません。

なお、児童、生徒が下校の際、学校から直接、子ども会等の行事の集会場所へ行く場合に限り特に通常の経路に含めることができます。

問22 子どもがサッカーの団体活動に参加するために自宅であるマンションを出発したところ、そのマンション共有部分の階段で転んでケガをしてしまいました。この場合、傷害保険の対象となりますか？

答 補償対象となります。団体活動への往復中とは、「団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中」をいいます。マンション、アパート等の共同住宅においては、居住マンションの玄関ドアを出てから補償の対象になります。(ただし、バルコニー等専用使用権のある共用部分にいる間は除きます。) 今回は、マンション共用階段での事故とのことなので、補償の対象となります。

なお、自宅が一戸建の場合は、自宅の庭・通路等の敷地内の事故は、団体活動への往復途上であっても、補償の対象外となります。

自宅とは…被保険者が居住の用に供する建物（敷地を含む。）をいいます。ただし、アパート、マンション等の共同住宅においては、ドアより内側の専用居住区画（専用使用権のある共用部分を含む。）をいい、学生寮・寄宿舎等の共同宿舎においては建物（敷地を含まない）をいいます。

問23 集合場所に集合した後、指導者が子ども達を車に乗せて試合に行く途中、交通事故に遭いました。この場合はこの保険の対象となりますか。

答 集合した後、団体として移動している時の事故のため、「団体の管理下における団体活動中」と認められ、傷害保険の対象となります。（2頁参照）ただし、自動車による事故ですので賠償責任保険の対象とはなりませんのでご注意ください。（54頁の問58参照）

(4) 保険の始期

問24 学校や民間会社等のサークルの場合新入生や新入社員で新たに入部する者が確定するのは4月末になります。来年以降も継続してこの保険に加入する場合には5月初旬までに加入手続きを行えば4月1日に遡及して効力を有するというような便宜的な措置はとれませんか。

答 独立行政法人日本スポーツ振興センターではこのような措置をとっているようですが、本保険の場合は加入手続きを行うことによって効力が発生する保険ですから、原則どおり加入手続きが完了してから保険が開始することになります。従って確定している部員については3月31日までに加入手続きを行い、新入部員についてはそのつど追加加入の手続きを行ってください。

問25 5月1日にこの保険の掛金を団体の代表者へ渡したところ、代表者が全員分を集計してスポーツ安全協会へ送金したのは5月10日でした。ところが5月7日の団体での活動中に事故がありました。この場合、保険金の支払いを受けられますか。

答 この保険は、加入しようとする団体の代表者が、スポーツ安全協会へ掛金を支払い、加入依頼書を送付した翌日から有効となります。従って団体の代表者の手もとに掛金がある間は、保険に加入されておりませんので、その間に発生した事故は保険の対象にはなりません。

2. 傷害保険について

(1) 傷害とは

問26 「傷害」とはどのようなものですか。

答 「傷害」とは、病気に対する「ケガ」という概念がほぼ相当しますが、「ケガ」よりはやや広い意味を有し、次の場合も含みます。

- ① 受傷部位は必ずしも身体の外部である必要はなく、急激、偶然、外来の事故に起因するものであれば、内部諸器官の出血、筋違い等も傷害といえます。
- ② いわゆる「ケガ」を伴わない死亡も、急激、偶然、外来の事故に起因するものであれば補償されます。例えば、「水を飲み呼吸不能に陥って死亡する溺死」、「煙、ガス等によって空気が遮断されて死亡する窒息死」等は補償されます。

問27 どのような「傷害」が対象になりますか。

答 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害が対象となります。この場合、偶然かつ一時的に有毒物を吸入し、急激に生ずる中毒症状や熱中症も含みます。（詳しくは傷害普通保険約款第2条および熱中症危険担保特約、細菌性食中毒等担保特約をご覧ください。）ただし、AW区分の場合、団体での活動中およびその往復中を除き、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。

なお、「病気」は傷害の直接の結果として生じたものでない限り、この保険の対象となりませんので、注意してください。

問28 食中毒も対象になりますか。

答 中毒症状で、本保険の対象となるのは、ガス中毒のように有毒ガスまたは有毒物質によるもの他に、細菌性・ウイルス性食中毒についても対象となります。ただし、AW区分に加入の場合でも、団体での活動中およびその往復中以外は、細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。

問29 急激かつ偶然な外来の事故とはどういう意味ですか。

答 「急激」とは、「原因」から「結果」に至る過程において、「結果」の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいい、「偶然」とは、原因または結果の発生が、被保険者にとって予知できない状態をいい、「外来」とは、原因の発生が被保険者の身体に内在するものではないことをいいます。急激・偶然・外来の条件を欠くものとしては、靴ずれ、しもやけ、野球のピッチャーが長年の間に肩を痛めた等があります。

問30 少年野球チームのピッチャーが、練習中無理を重ねたために徐々に、肩を痛めてしましました。この場合は、この保険の対象となりますか。

答 この保険の対象となる傷害は、「急激かつ偶然な外来」の事故による傷害です。設問の場合は、野球をしていたために肩を痛めたものであっても、「急激かつ偶然な外来」の事故とは認められませんので、この保険の対象とはなりません。したがって、いわゆる野球肩、野球肘、テニス肘、関節ねずみ、

タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、ジャンパーズニー等スポーツによって、徐々に関節部が痛められたような場合は、たとえ投げた瞬間、あるいは、打った瞬間にその症状が顕在化した場合でも、この保険の対象とはなりません。

問31 ケガが原因で病気になった場合も保険の対象になりますか。

答 ケガと直接因果関係がある病気（例えば、破傷風、敗血症等の創傷伝染病）の場合には、その病気について、ケガそのものと同様に保険の対象となります。

ケガの治療中にケガの治療と因果関係のない病気にかかった場合、例えば、骨折の治療中に肺炎になった場合には、その病気のためのみの治療期間については、この保険の対象とはなりません。

問32 急性心不全はこの保険の対象になりますか。

答 急性心不全とは、原因を問わず、心臓が必要な血液循環量を保てない病態で急激に発症したものといいますが、運動中に急性心不全を起こしたような場合でも、一般的には徐々に心臓に負担がかかり、心機能が働かなくなつたためか、または、何らかの心臓疾患（形成不全等）によって生じるものが多いと考えられます。これらの場合は、急激性や外来性に欠けるため、傷害保険の対象とはなりません。ただし、「突然死葬祭費用保険」の対象となります。なお、氷の割れ目から冷水に転落し急性心不全を起こしたような場合は、急激かつ偶然な外来の事故であり、傷害保険の対象となります。

(2) 支払保険金

問33 死亡保険金、後遺障害保険金の支払いは？

答 ①死亡保険金：事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときには、死亡保険金額の100%が死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の指定のないときは、被保険者の法定相続人)に支払われます。
②後遺障害保険金：事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは、その程度によって後遺障害等級第1級の場合最高額（死亡保険金額を基準としてその1.5倍）後遺障害等級第2級の場合、死亡保険金の4%～89%（傷害普通保険約款の別表2に定められた割合）が後遺障害保険金として被保険者に支払われます。

例えば、A1区分で加入していて、団体活動中の事故により（両耳の聴力を全く失った場合、後遺障害保険金額は2,000万円×69%で1,380万円）となります。

問34 後遺障害等級表に記載されていない後遺障害はどうなりますか。

答 後遺障害等級表に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。詳細は普通保険約款第6条を参照してください。

問35 入院および通院保険金の支払いは、治療費の実費が支払われますか。

答 傷害保険における入院および通院保険金の支払いは、実費払いではなく入院は1日につき、A1、A2、Cおよび短期スポーツ教室区分は4,000円、BおよびD区分は1,800円、通院は1日につき、A1、A2、Cおよび短期スポーツ教室区分は1,500円、BおよびD区分は1,000円の定額払いです。

また、AW区分でご加入の場合は、団体での活動中およびその往復中の事故での入院は1日につき5,000円、通院は1日につき2,000円、個人活動中の事故での入院は1日につき1,000円、通院は1日につき500円の定額払いです。したがって、治療費の実費は支払われません。

問36 入院および通院の保険金支払いは1日目から対象になるのでしょうか。

答 1日目から保険金支払いの対象となります。よって急激・偶然・外来の要件を満たす傷害であれば、1日だけの入院・通院も対象となります。

問37 野球の試合中、デットボールで頭部の打撲を受けて目まいがしたため、医師の検査を受けましたが、特に異常はなく、その後治療することはませんでした。この場合、傷害保険の対象となりますか？

答 急激・偶然・外来の要件を満たした事故について検査した場合、その検査の結果に異常がなかつた場合でも治療の一環として対象となります。

問38 いたん治癒したケガが再発しました。この場合も保険の対象となりますか。

答 その事故と因果関係ありと医師が証明するものについては、この保険の対象となります。ただし、対象となる期間は事故の日を含めて180日以内であり、支払日数は前の治療分と合わせて通院の場合30日、入院の場合は180日がそれぞれ限度となります。

問39 死亡保険金、後遺障害保険金、入・通院保険金は重複して支払われますか。

答 具体的に例示すると次のとおりです。

- ① 死亡保険金 + 後遺障害保険金……………死亡保険金額限度
- ② 死亡保険金 + 入院保険金 + 通院保険金……………合計額
- ③ 後遺障害保険金 + 入院保険金 + 通院保険金……………合計額

詳細は傷害普通保険約款第5条、第6条、第7条、第8条、スポーツ安全協会傷害保険特約第2条、スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）第1章第3条を参照して下さい。

問40 柔道整復師の施術を受けた場合は医療保険金支払いの対象となりますか。

答 入院および通院保険金支払の条件である「医師の治療」でいう医師とは、医師法にいう医師をさしますが、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合には、柔道整復師も医師の治療に準じて取扱います。

問41 保険金の支払いにおける「治療日数」とはどういう意味ですか。

答 通常のケースでは、「治療日数」とは傷害を被り、その直接の結果として入通院した実治療日数をいいます。

ただし、通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために医師の診断によりギプスなどを常時着用したときは、その日数について、通院したものとみなします。

■具体例

すねの骨を骨折し、医師の指示によって入通院を行った場合

<医師の指示により行った治療の状況>

- ・ケガを負った当日から 21 日目まで入院
- ・入院中は骨折したすねにギプスを常時着用
- ・退院後も 22 日目から 40 日目まではギプスを常時着用
- ・退院後、治療のため複数回通院
- ・治療期間終了後、診断書受領のため通院

日数（日目）	1~21	22~36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
a.入院	↔											
b.ギプス固定期間	↔					→						
①入院中の ギプス常時着用	(※1) ↔											
②退院後の ギプス常時着用		↔										
c.治療のため通院				●	●	●	●	●				
d.診断書受領											○	

↔ : 入院またはギプス常時着用期間

● : 治療のための通院

○ : 診断書受領

<治療日数の考え方>

a.入院 21日（1日目～21日目）

⇒入院治療日数：21日

b.ギプス固定期間 40日（1日目～40日目）

①入院中のギプス常時着用（1日目～21日目）

約款所定の部位を固定するためにギプスを常時着用した場合、その期間を通院期間とみなしますが、（※1）同一治療日における入院保険金と通院保険金は重複して支払われないため、この期間は入院保険金のみが補償の対象となります。

②退院後のギプス常時着用（22日目～40日目）

約款所定の部位（すねの骨は長管骨のため約款所定の部位にあたる）を固定するためにギプスを常時着用しているため、その期間は通院しない場合においても通院治療日数に含めます。

⇒通院治療日数：19日

c.治療のための通院 5日（38日、40日、41日、42日、44日目）

傷害を被った直接の結果として通院を行った日は通院治療日数に含めます。ただし、38日目、40日目は既に「b.」で通院治療日数に含められているため、それ以外の通院日（41日目、42日目、44日目）を治療日数に含めます。

⇒通院治療日数：3日

d.診断書受領 1日（46日目）

診断書を受領するために病院に行く場合は、治療のための通院ではないので、通院治療日数に含めません。

<治療日数>

○入院：「a.21日」

⇒21日が入院治療日数となります。

○通院：「b.19日」+「c.3日」

⇒22日が通院治療日数となります。

(3) 保険金の請求

問42 保険金の請求は治癒した後でないといけませんか。

答 保険金の支払要件を充足していれば、保険金を請求することができます。
ただし、入院保険金は事故の日を含め180日が限度となり、通院保険金は事故の日を含め180日以内でかつ、30日が限度です。

問43 保険金請求の際には必ず医師の診断書を必要としますか。

答 治療終了後の入・通院保険金の請求であり、請求金額の合計が10万円以下の場合は、原則として領収書または診察券のコピーを添付の上、保険金請求書の治療状況欄へのご記入をもって医師の診断書に代えることができます。

ただし、10万円以下の請求でも請求内容によって医師の診断書（自己負担）をご提出いただく場合があります。

問44 保険金請求の際に医師の診断書を要することになっていますが、柔道整復師の施術証明書でこれに代えることはできますか。

答 ケガの内容が脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合において、被保険者が医師の治療を受けず柔道整復師の施術のみを受けることはよくあることです。この場合は柔道整復師の施術証明書をもって医師の診断書に準じて取扱います。

問45 診断書料は保険で支払われますか。

答 支払われません。
傷害の程度を立証する費用で、保険金請求者の負担となります。
ただし、保険金請求の内容によっては、医師の診断書は必要とせず、領収書または診察券のコピーを添付の上、「スポーツ安全保険傷害保険請求書」の「治療状況」欄に記入することでよいことになっています。（問43参照）

3. 賠償責任保険について

(1) 被保険者

問46 責任無能力者とは？

答 責任無能力者とは、責任能力（自己の行為の結果、なんらかの法的な責任が生じることを認識する能力）を欠く者をいいます。

判例によれば、責任能力が備わるのは12歳位とされていますが、同じ年齢の者であっても個人差があり、同一人においてもあらゆる加害行為についてこの能力の有無が一律に決められるものではありません。

問47 子どもあるいはその子どもの親が責任を負うのはどのような場合ですか。

答 次のような場合が考えられます。

- ① 子どもが集合場所へ自転車で行く途中、通行人にぶつかりケガをさせた。
- ② 子ども会のレクリエーション活動中、指導者の目の届かないところで他の子どもにケガをさせた。

親権者は子どもの保護者として、その生活全般にわたって監督義務があり、指導者の監督を受けている団体活動中だという理由で常にその責任がなくなるものではありません。この場合には指導者も監督責任を問われることがあります。

問48 本保険では被保険者が個人に限られていますが、団体自身に責任が及ぶようなケースはありませんか。

答 本保険の加入団体は、種々で、その法的性格も様々です。法人格を有し、法律上の賠償責任を負う団体もありますが、PTA、青年団、ママさんバレーボールクラブ、少年野球チーム等の法人格を有しない多くの団体は、団体自体が法律上の賠償責任を負うことはないものと思われます。団体が賠償責任を負うケースでも、直接の加害者である構成員個人が連帶責任を負う場合、個人が負担する部分については本保険の対象となります。

本保険は、被保険者個人が法律上の賠償責任を負担する場合に備えるためのものです。団体自身に責任が及ぶ場合には本保険の対象となりません。

(2) 補償内容

問49 傷害保険とのちがいは何ですか。

答 傷害保険は、加入者ご自身がケガ（ケガによる死亡、後遺障害を含みます。）をされたとき、実際の損害額には関係なく、定額支払いをします。

一方、賠償責任保険は、加入者が他人の身体に障害（ケガ以外に疾病、死亡、後遺障害を含みます。）を与えたり、他人の財物を壊したりして、法律上の賠償責任を負担したとき、実際の損害額に基づいて損害賠償金（例えば、ケガをした被害者の入院費用）等を支払います。

問50 補償対象となる「法律上の賠償責任」とは何ですか。

答 民法709条の不法行為による損害賠償をいい、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定されています。

この不法行為が成立する条件として、一般的には加害者側に、その結果が予測でき（予見可能性）、且つ加害者側にその結果を回避する義務があったか（結果回避義務）ということで判断されます。

これらの具体的な事例は、以降の問を参照してください。

なお、法律上の賠償責任を負った場合であっても、スポーツ安全保険では故意によるもの、自動車の所有、使用または管理による賠償責任などは補償の対象とはなりません。

問51 自宅から団体の集合場所へ行く途中、持っている用具が商店に並べてあった品物にぶつかり、品物が壊れました。弁償しなくてはなりません。このような場合には本保険の対象となりますか。

答 本保険は、団体の集合・解散場所と自宅との通常の経路の往復中も補償します。従って、設問のような場合には対象になります。

問52 野球の試合で、自分の打ったファウルボールが相手ベンチを直撃し、相手選手のメガネを破損させてしまいました。この場合、損害賠償責任を負わなければなりませんか。

答 スポーツやゲームに参加する場合、そのスポーツやゲームのルールあるいは作法からみて社会的に許容される程度の行動であれば、その活動中の事故については法律上の賠償責任はないものと考えられます。

一般にスポーツやゲームに参加する人は、そのスポーツやゲームの通常予測しうるような危険を受忍しているものと考えられるからです。

野球で投げたボールがそれで相手プレーヤーのメガネをこわしてしまったケース、テニスのプレー中、ダブルスで前衛と後衛のラケットが接触して壊れてしまったケースなども、同様に法律上の損害賠償責任は発生しないものと考えられます。

なお、スポーツ以外の活動についても同様です。

問53 バスケットボールの試合中、AチームのB選手が相手チームのC選手と衝突し、C選手が骨折してしまいました。B選手はC選手に対し、損害賠償責任を負わなければならないのでしょうか。

答 スポーツには程度の差こそあれ多少の危険が常にあり、日常生活とは異なる一定のルールがあり

ます。したがって、スポーツ中にたとえ傷害等の結果が発生したからといって、そのことだけで直ちに違法性があったとはいえない。

この場合も、B選手にルールや行動上著しい違反がなければ、法律上の賠償責任はないものと考えられます。

問54 ボランティア活動で、老人ホームの清掃をしているときに、あやまって老人にケガをさせました。このときは対象になりますか。

答 本保険ではスポーツ活動中の事故に限らず、文化活動・ボランティア活動等の社会教育活動中の事故も対象になります。

従って、設問のような場合には対象になります。

問55 指導者に損害賠償責任がある場合は、全て本保険の対象になりますか。

答 本保険に加入の指導者の過失によって事故が発生し、そのために指導者が負担した「法律上の損害賠償責任」を対象とします。

従って、道義的責任や慣習上支払う「見舞金」は、本保険の支払対象とはなりません。また「法律上の損害賠償責任」がある場合でも、保険約款・特約書に定められた「免責条項」に該当するものは、本保険の対象になりませんのでご注意ください。

問56 団体活動中の全ての事故が対象になりますか。

答 団体活動中に事故が発生する場合の原因として、次のことが考えられます。

① 施設設備の瑕疵や欠陥によるもの

例えば、体育館の床が腐っていた場合等がこれにあたります。

② 団体構成員（指導者を含みます。）の過失によるもの

例えば、水泳に際して指導監督者の不注意（過失）で子どもが水死した場合や、野球をしていてボールが隣家に飛び込んで窓ガラスを割った場合等がこれにあたります。

③ 不可抗力によるものやあるいは被害者の不注意のみによるもの

この保険では、上記の②の場合に、団体構成員が負担する法律上の賠償責任をカバーするもので、上記①および③の場合は対象なりません。

なお、上記①の場合はケースにより指導者の過失も問われることがあります。

次の問57を参照してください。

問57 体操の指導中吊輪が切れて、転落したため指導を受けていた者が重傷を負いました。この場合に、指導者は損害賠償責任を負わなければいけませんか。

答 設問の場合は、指導者が法律上の損害賠償責任を負うか否かはケースによって異なります。

例えば、次のとおりです。

① 指導者が事前に必要な点検を行った（あるいは行わせた）場合

（イ）欠陥を発見できなかった場合

指導者が、通常の注意を払って点検を行ったにもかかわらず欠陥を発見できなかった場合（すなわち隠れた欠陥であった場合）は、指導者には過失がないとされ、法律上の損害賠償責任を負わない可能性があります。

(ロ) 欠陥を見落した場合、あるいは欠陥を見つけたが放置していた場合

指導者が通常の注意を払って点検していれば発見できたであろうと思われる欠陥を不注意のため見落した場合や、欠陥を発見したが大したことはないと思って放置していた場合等は、指導者に過失があるとされ、法律上の損害賠償責任を負う可能性があります。

② 指導者が事前に必要な点検を行っていない場合

本来点検を行うべきなのに行わなかったため欠陥を発見できなかった場合には、指導者に過失があるとされ、法律上の損害賠償責任を負う可能性があります。

問58 自動車で送り迎えしているときに衝突事故を起こし、同乗中の団体の仲間にケガをさせました。このようなときは対象となりますか。

答 自動車による賠償責任事故は本保険では免責条項に該当しますので原因の如何を問わず対象となりません。ただし、被保険者のケガについては傷害保険の対象にはなります。

なお、「自動車」の範囲は、道路運送車両法第2条第2項にいう「自動車」および同条第3項にいう「原動機付自転車」で、自動車保険の対象となるものです。

(参考) 道路運送車両法第2条

第2項 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないものまたはこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する「原動機付自転車」以外のものをいう。

第3項 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量または定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないものまたはこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

(3) 支払保険金

問59 当事者間だけの示談でも支払いの対象となりますか。

答 賠償責任保険をつけてあるからといって、法律上の賠償責任がないのに申し訳ないあるいは気の毒だといった道義的理由だけで見舞金を支払ったり、たとえ責任があるとしてもむやみに高額の賠償金を支払ったり、スポーツ安全保険コーナーの承諾を得ずに争訟費用を支出した場合には、客観的に妥当性のある金額しか保険会社からは支払われません。

当事者間だけで示談をする前に、まずスポーツ安全保険コーナーとよく相談のうえ話をすすめてください。

問60 支払限度額とはどのような意味ですか。

答 支払限度額とは、保険会社が支払う保険金の最高限度額をいいます。

賠償責任を負担したからといって常に限度額いっぱいの金額を支払うものではありません。損害賠償金については客観的に妥当性のある賠償金の額が限度額以下であれば、その賠償金額が支払われ、賠償金の額が限度額を超える場合は、限度額までが保険金として支払われます。

争訟費用、保険会社に対する協力費用等の各種費用は、支払限度額を適用せず、その全額が支払われますが、争訟費用については、賠償金の額が限度額を超える場合は次のようになります。

$$\text{争訟費用の支払額} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{賠償金の額}}$$

問61 他の賠償責任保険にも加入している場合、保険金の支払はどうなりますか。

答 他の賠償責任保険契約または共済契約があった場合、他の保険契約等がないものとして算定した本保険の支払うべき保険金の額と、本保険がないものとして算定した他の保険契約等の支払うべき保険金の額の合計額が、損害の額を超えるか否かで、次のように保険金が支払われます。

① 本保険の支払責任額と他の保険契約等の支払責任額との合計額が損害の額を超えない場合

→算定した支払責任額が保険金として支払われます。

② 本保険の支払責任額と他の保険契約等の支払責任額との合計額が損害の額を超える場合

(ア) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

→算定した本保険の支払責任額が保険金として支払われます。

(イ) 他の保険契約等から保険金または共済金が既に支払われている場合

→損害の額から他の保険契約等から既に支払われている保険金または共済金の合計額を差引いた残額が支払われます。ただし、本保険の支払責任額を限度とします。

(例) 他の対人賠償責任支払限度額が5,000万円（免責金額なし）の賠償責任保険契約があつた場合で、先にその保険契約より保険金が支払われている場合
(いずれも財物損壊、各種費用にかかる損害が発生していないものとします。)

(ケース1) 身体の障害を被った被害者1名に対する損害賠償金額が1億円であった場合
損害賠償金1億円 – 他の賠償責任保険から既に支払われた保険金5,000万円
= 本保険から支払われる保険金5,000万円

(ケース2) 身体の障害を被った被害者1名に対する損害賠償金額が2億円であった場合
損害賠償金2億円 – 他の賠償責任保険から既に支払われた保険金5,000万円
= 1億5,000万円
本保険では身体賠償については1人1億円が支払限度額であるため、本保険から支払われる保険金は1億円となります。

(ケース3) 身体の障害を被った被害者1名に対する損害賠償金額が1,000万円であった場合
損害賠償金1,000万円 – 他の賠償責任保険から既に支払われた保険金1,000万円
= 0円
この場合、本保険から保険金をお支払いできません。

(4) 保険金の請求

問62 事故が起ったときは、どうすればよいですか。

答 賠償責任を負うおそれのある事故が発生したときは、速やかに東京海上日動火災保険(株)のスポーツ安全保険コーナーへ電話でご連絡ください。

事故の報告が遅れると、事故発生状況の確認や賠償責任の有無の確定が難しくなり、スムーズな事故の解決ができなくなります。

また、被害者との交渉にあたっては、スポーツ安全保険コーナーと十分打合せ、保険会社による損害算出額との間に乖離が生じないようご注意ください。

問63 保険金を請求するのはどの時点ですか。

答 損害額が確定するためには、示談の成立もしくは裁判所の判決等で損害額が確定することが必要です。示談成立もしくは裁判所の判決等の後に保険金を請求していただくことになります。

4. 突然死葬祭費用保険について

(1) 突然死とは

問64 補償対象となる「突然死」とはどのようなものですか。

答 「突然死」とは、「団体での活動中およびその往復中」または「団体での活動中およびその往復中に顕著な体調変化が確認され、その時から24時間以内」に次に掲げるものが原因で死亡したものといいます。

1. 心機能不全（心臓麻痺）、急性心不全、心停止、虚血性心疾患（心筋梗塞）、致死性不整脈、大動脈解離、心臓震盪等の心・血管疾患
2. 肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患
3. くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞等の脳血管疾患
4. その他不詳の死

なお、顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。

問65 「団体での活動中およびその往復中に顕著な体調変化が確認され、その時から24時間以内」とありますが、「顕著な体調変化」とはどのような意味ですか。

答 「顕著な体調変化」とは、突然死に至る最初の発症として、事故など外因性の原因がなく、それまで安定した健康状態にある者が、様態が急変し、突然うずくまって倒れ、意識を失い、動かなくななるなどといった前ぶれ、兆候などを意味します。

なお、この顕著な体調変化が被保険者以外の第三者によって確認されたもののみが補償の対象となります。

(2) 補償内容

問66 どのような費用が補償対象となりますか。

答 被保険者が突然死をされた後に、その親族が負担した通夜、祭壇、火葬、戒名料、お布施、献花、埋葬、石塔、墓石、墓地、仏壇、香典返し等、葬祭に要した一切の費用（初七日・四十九日法要などその後の費用を含む。）が補償対象となります。

なお、前述の例は一例であり、葬祭の形式、信教を問いません。

死亡に至るまでの入院・手術等の治療費、生前に負担された墓地、墓石、仏壇等の購入費用は補償対象とはなりません。

問67 活動中に突然死をした団体員がいますが、家庭の事情で、葬儀を行いませんでした。この場合補償を受けることができますか。

答 葬祭費用が発生していない場合は補償する対象がありませんので、当保険金のお支払いはできません。

なお、葬祭費用は通夜、告別式といった葬儀のみを対象とするのではなく、墓地、墓石、祭壇の購入、香典返し、戒名料等、親族が被保険者に対する弔いのために費やした費用全般を対象としていますので、これらの支出がないかご確認ください。

(3) 支払い保険金

問68 傷害保険の死亡保険金と突然死葬祭費用保険金との関係はどうなりますか。

答 傷害保険の死亡保険金は、急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡を補償対象としており、一方、突然死葬祭費用保険金は急性心不全、脳内出血などの突然で予期されなかつた病死(突然死)を補償対象としています。よって、この2つが重複して支払われることはありません。

問69 親族の負担した葬祭費用が180万円に満たない場合にはどのようにになりますか。

答 葬祭費用の実費をお支払いしますので、仮に葬祭費用の総合計が100万円であった場合には、100万円の保険金が支払われます。

(4) 保険金の請求

問70 保険金請求の際に、その費用を負担した証明として、領収書の添付が必要ですか。

答 葬儀会社に支払った費用、墓地、墓石等の購入費用については、領収書等の支出証明書類（本通）のご提出が必要です。

ただし、領収書を取り付けることが社会通念上難しい費目（お布施、戒名料等）については親族からのご申告により保険金が支払われます。